

シリーズで学ぶ！障がい福祉サービスの基礎知識

講師：山内 哲也
(社会福祉法人 武蔵野会 本部 事業企画室長)

Step 8

「共同生活援助」

講義のポイント

今回の講義のポイントは…

- ① 共同生活援助の概要
- ② 共同生活援助の内容
- ③ 共同生活援助の期待される役割
- ④ 共同生活援助の課題

…となっています。

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容				
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）	
	同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	
	行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	
	重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	
	日中活動系 施設系	短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	居住支援系	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
訓練系・就労系 訓練等給付	共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	
	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	
	就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	
	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	
	就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	

厚生労働省ホームページ「障害福祉サービスについて」より

共同生活援助

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。
- 居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行う。

【対象者】 障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

内容 支援

1. 入浴、排せつ、食事等の身体介助
2. 調理、洗濯、掃除等の家事援助
3. 生活等に関する相談や助言
4. 余暇活動等の社会生活上の支援
5. 日中活動を行う事業所との連絡調整

共同生活援助の職員配置

配置職員	共同生活援助	
管理者	1名以上 常勤 兼任可能	
サービス管理責任者	1名以上 常勤 30:1 31人以上から30人ごとに1人を加える	
生活支援員	1名以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区分3の「利用者数」を9で除した数 2. 区分4の「利用者数」を6で除した数 3. 区分5の「利用者数」を4で除した数 4. 区分6の「利用者数」を2.5で除した数 ※利用者数は前年度の平均利用者数
世話人	1名以上 6:1以上（包括型の基本単位） 5:1 以上（日中支援型） ※令和6年度報酬改定で4:1、5:1は廃止。夜間支援体制加算等の拡充	
夜間従事者	1名以上（日中支援型） 共同生活住居ごとに1名以上配置	

共同生活援助の3つの類型

グループホーム（共同生活援助）			
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
利用対象者	障がい支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託

- ① 地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場
- ② 1事業所の利用定員は4人以上。
（日中活動支援型は20人以内、短期入所1人以上必要）
- ③ 30分圏内であれば、複数の住居をまとめて一事業所として運営可能
- ④ 各共同生活住居の利用定員は2人以上、原則10人以下
（※居室数 法令上は1住居10部屋）

共同生活援助（介護サービス包括型）の現状

- **介護サービス包括型**

 - 日中は日中活動系サービスを利用、定員4人以上、平均6人

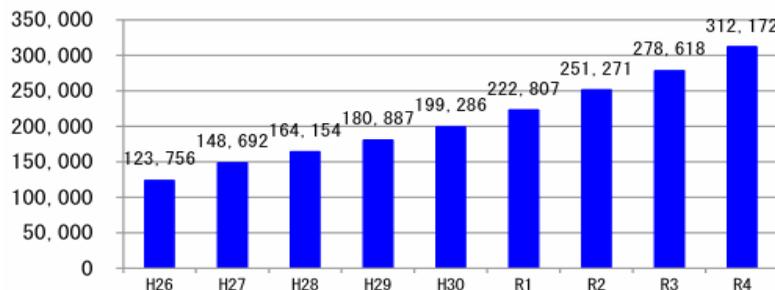
- **全体の80%以上が包括型**

- **知的障がい者の利用が64%（令和5年調べ）**

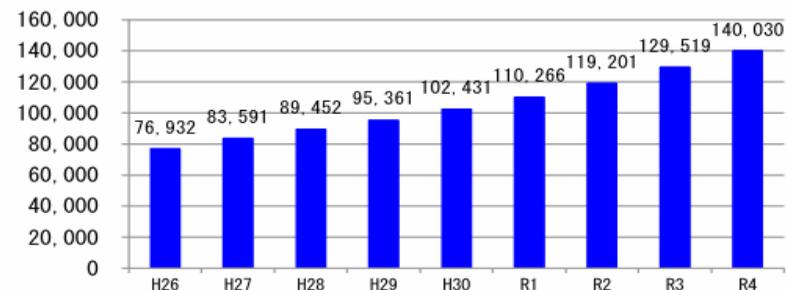
※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回（R5.10.23）資料

共同生活援助（介護サービス包括型）の現状 つづき

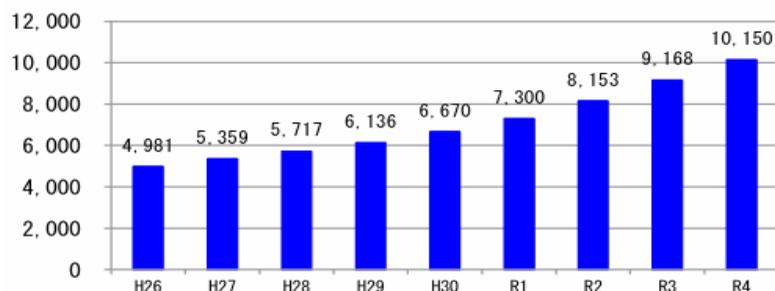
費用額の推移（百万円）



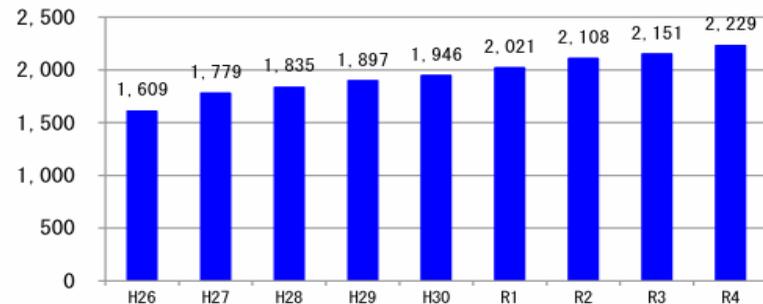
利用者数の推移（一月平均（人））



事業所数の推移（一月平均（か所））



一人当たり事業費（千円）



※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回（R5.10.23）資料

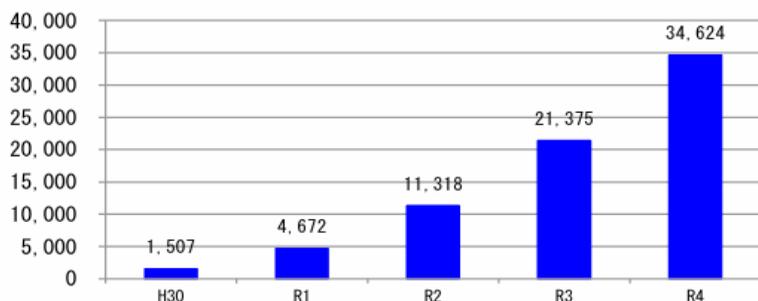
共同生活援助（日中サービス支援型）の現状

- 夜間・日中支援の一体型（昼夜を通じて1人以上の職員を配置）
- 比較的重度・高齢者が対象
- 定員20名まで可能
- 短期入所（定員1～5人）を併設し、在宅で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供

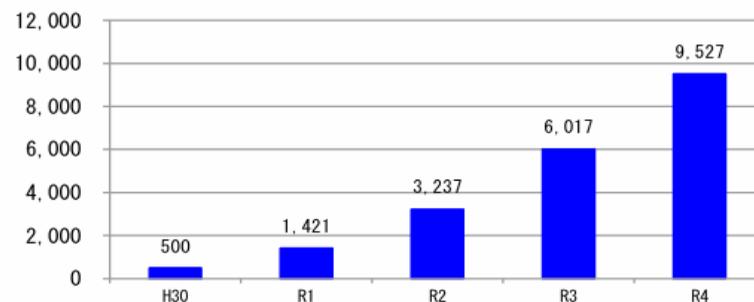
※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回（R5.10.23）資料

共同生活援助（日中サービス支援型）の現状 つづき

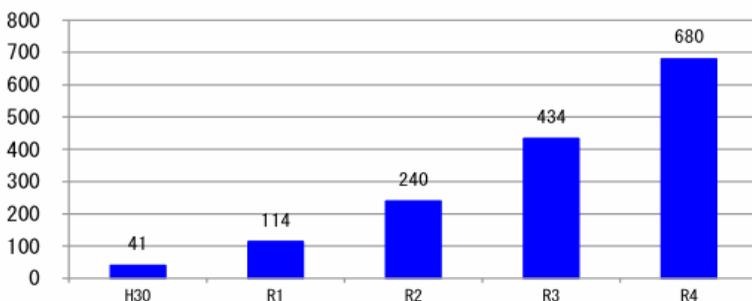
費用額の推移(百万円)



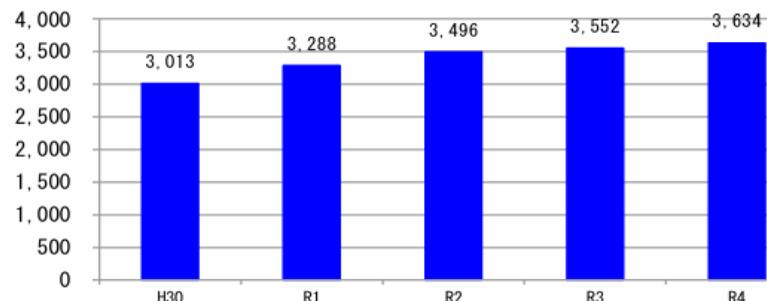
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人当たり事業費(千円)



※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回 (R5.10.23) 資料

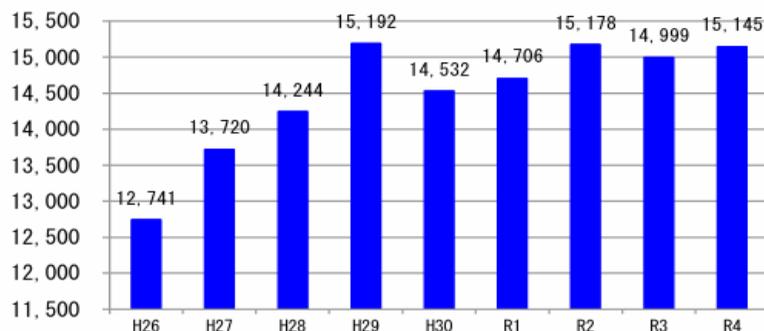
共同生活援助（外部サービス利用型）の現状

- **外部サービス利用型**
外部の居宅介護事業が介護を行う、生活支援員は配置不要
 - **外部サービス利用型は精神障がい者が多い**
 - ・令和5年時点で60%
 - ・障がい支援区分が1～3などの障がいが軽い人が利用する傾向
- ※サテライト型は個室型住居を活用
本体のグループホームと連携し巡回・訪問型の支援

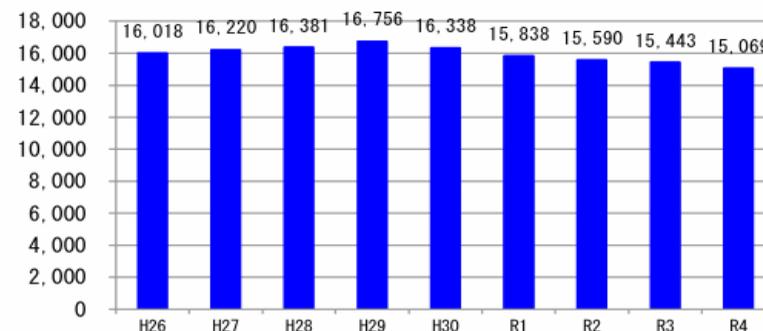
※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回（R5.10.23）資料

共同生活援助（外部サービス利用型）の現状 つづき

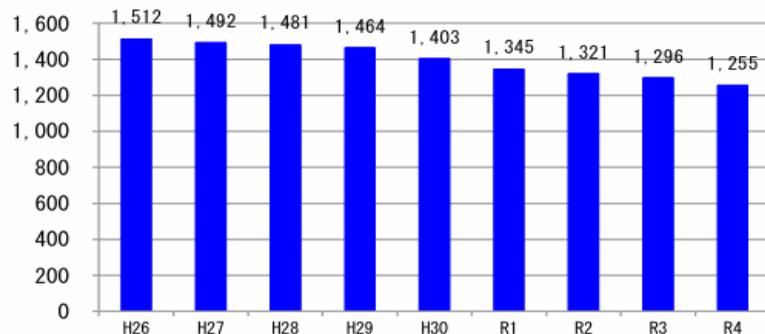
費用額の推移（百万円）



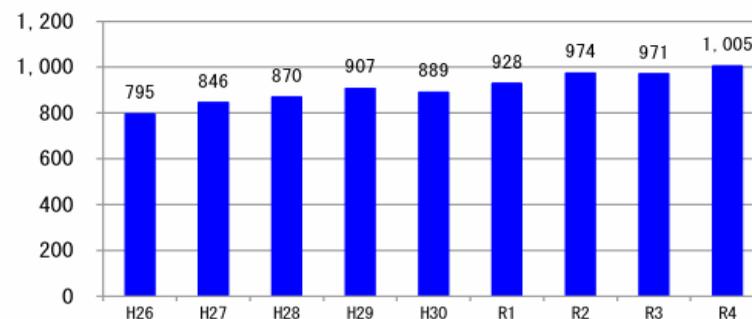
利用者数の推移（一月平均（人））



事業所数の推移（一月平均（か所））



一人当たり事業費（千円）



※出典 国保連データ、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第40回（R5.10.23）資料

共同生活 援助の一日

介護サービス
包括型
(イメージ)

	ご利用者様	職員	
16:00	16時までにグループホームに帰宅	ご利用者様 帰宅の準備	作業所や就労Bからの帰宅は、 16時前後が一般的です
18:00	夕食	夕食の準備 入浴の準備	世話人は、「食事を作る」と「入浴介助する」の役割に分かれることもあります
20:00	入浴と洗濯	洗濯・服薬	就寝準備をしつつ、 洗濯や掃除を行います
22:00	就寝	就寝の声かけ	
0:00		事務作業	日報やケース記録を記入し、 明日のスケジュールの確認をします
2:00		見回り・休憩	見回りの後、 職員は休憩に入ります
4:00		休憩	
6:00	起床後、 朝食と準備	朝食・服薬介助 出発の準備	起床後の体調確認も行います
8:00	作業所・勤務先 へ出発	出発の準備 連絡	各ご利用者様のスケジュールを確認し、 出発の準備を行います
9:00		事務作業 清掃	事務作業と清掃が終わり、 施錠をして退勤します

共同生活住居（移行支援住居）

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

- 令和6年度報酬改定で、移行支援住居が追加。単身等での生活を本人が希望し、可能と見込まれる利用者が、共同生活援助から退所に向け、移行支援住居（定員2人～7人以下）での一人暮らし等に向けた支援を行う
- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、入居中における一人暮らし等に向けた支援や居住支援法人との連携等を評価
- グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設

地域連携推進会議（居住系サービス）

障がい福祉サービスの質の確保のため、外部の目を入れる仕組み。令和7年度から義務化

地域連携推進会議の目的（4つの柱）

- 利用者と地域との関係づくり
- 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- 施設等やサービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護（意思決定支援の観点も含む）

主な検討内容

- 日常生活や支援内容の紹介
- 地域行事への参加促進
- 経営状況やBCP策定状況の共有
- 虐待・事故・ヒヤリハット事例の共有
（個人特定に配慮）
- 利用者の意向確認と意思決定支援の取り組み



虐待・事故・ヒヤリハットの報告と第三者の確認体制へ

構成メンバー

- 地域連携推進員として
推奨5名程度
- 施設利用者
- 利用者家族
- 地域の関係者（自治会、民生委員、NPOなど）
- 福祉や経営に知見のある人
市町村職員等

開催回数など

- 年1回以上の会議開催
- 年1回以上の施設訪問
- 複数住居がある場合、それぞれ
への訪問が必要

地域連携推進会議手引参照

支援の考え方

- 利用者が「地域で安心して暮らす」ことを支える
- 「自立支援」+「生活の質」の視点
- 24時間視点の個別支援計画（IP）
- ライフステージに応じた暮らし、個別化
- 様々な経験を通してエンパワメントする
- 地域資源との連携（通所先・医療機関・自治会など）
- 意思決定支援と本人参加
- 地域共生社会の実現

支援の考え方

つづき

メリット

- ①地域で暮らすことができる
- ②家庭的な雰囲気の中で生活できる
- ③支援があるので安心して暮らせる
- ④将来的な一人暮らしなど自立に向けたステップ
- ⑤日中活動・就労等を通じ社会参加の促進

デメリット

- ①他人との共同生活のストレス
- ②プライバシーの制約
- ③支援者に依存しすぎる懸念
- ④社会資源とのアクセス環境
- ⑤重度の人との同居による負担感

共同生活援助の課題

支援・運営

- 夜間支援の特有の課題
- リスクマネジメント
(事故・感染・災害・ハラスメント)
- 不規則勤務や重度者対応の負担
- 重度化・高齢化への対応
- 医療的ケア、重度・重複障がい者、強度行動障がいへの対応の高度化
- 個別支援計画の形骸化（本人参加・24時間視点の欠如）
- 施設基準・報酬制度の複雑化
- 65歳の壁（介護保険優先の原則）
- チームの協働体制 情報共有・記録

環境

- 人材不足・定着
- 居住環境：老朽化・狭隘（きょうあい）化
安全やプライバシー

権利擁護

- 意思決定支援と合理的配慮の実践
- 成年後見制度の活用

地域移行等

- 地域理解と共生社会の具体化
- 地域とのつながり欠如
- 地域生活支援拠点としての機能開発

本日のまとめ

- 「暮らしを支える」視点を忘れない
- 本人の意思を尊重し、「その人らしさ」を大切に
- できることを奪わず、引き出す支援を
- 地域とつながり、孤立を防ぎ、「共に生きる」感覚
- チームで支え、記録と共有を徹底する
- 希望すれば誰でも利用できる環境の整備